

長門市監査公表第 2 号

令和 6 年（2024 年）3 月 18 日付け長監査委第 54 号の定期監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 13 日

長門市監査委員 岡 村 節 子

長門市監査委員 重 廣 正 美

長 企 総 行 第 226 号

令和 6 年（2024 年）12 月 5 日

長門市監査委員 様

長門市長 江 原 達 也

令和 5 年度定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和 6 年（2024 年）3 月 18 日付け長監査委第 54 号により提出のありました定期監査結果報告書において、改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により通知します。

■令和5年度定期監査の結果に関する報告に係る措置の状況

監査の結果	措置の内容
1 補助金の未払いについて (1) 農林水産課 令和4年度の「肥育素牛購入費補助事業」において、令和5年1月から3月分について、申請書類等を受領していたにもかかわらず、補助金の交付決定及び支払いに係る事務が行われていなかった。 令和5年度の補正予算で支払われてはいるものの、課内の確認体制の不備が招いた誤りであり、「長門市の内部統制に関する方針」に基づき、適正な事務処理を徹底するよう努められたい。	(1) 農林水産課 事案発生後、業務管理表を作成し、業務担当者だけではなく課内全体で業務遂行状況を把握できる仕組みを構築している。
2 支出事務について (1) 子育て支援課、総合窓口課、教育総務課 支払の時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」を準用しているところであり、契約書等により支払時期を定めた場合は、相手方から適法な支払請求書を受領して30日以内（工事代金は40日以内）、定めていない契約においては、15日以内（工事代金についても同様）に支払わなければならないこととなっている。 しかしながら、請求書を受領した後、相当の日数を要して支払いを行っていたものがあった。 支払遅延は、相手方に経済的な負担を与えることとなるのはもとより、場合によっては遅延利息も発生することから、期限内の支払いを徹底するよう留意改善されたい。	(1) 子育て支援課、総合窓口課、教育総務課 課内全体で、適正な事務処理に努めるよう、周知徹底を図ったところである。 また、請求書を受領した場合は、期限内に迅速な処理をするよう職員等に対して指導するとともに、確認作業の改善や、決裁中に該当事案を発見した場合は、その都度注意するなど課内職員の意識改善を図った。

3 源泉所得税徴収事務について (1) 観光政策課 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に基づき、報酬・料金等を支払う際には、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収することとなっている。 しかしながら、上記に該当する業務委託料の支払いの相手方を源泉徴収の必要がない法人と誤認したため、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収及び納付を行っておらず、その結果、不納付加算税及び延滞税の賦課決定を受け、納付しているものがあった。 ついては、制度の周知徹底を図るとともに、内部におけるチェック機能の強化を図られたい。	(1) 観光政策課 今回のケースを一例として、源泉徴収の要否は、予算費目ではなく業務内容による判断となることを課内で共有し、再発防止に努めている。
--	---